

小売事業者表示判断基準ワーキンググループ取りまとめ(概要)

○小売事業者表示制度について、トップランナー制度の見直し等によって生じた対象機器への対応、多段階評価基準の設計方法や統一省エネラベルのデザインの見直しについて審議し、取りまとめを行った。

1. 本取りまとめ作成の背景

民生部門において更なる省エネを進めるため、消費者に対して機器の省エネについて分かり易い情報提供を通じた省エネ機器の選択を促すため、2006年度から小売事業者表示制度が始まった。

本制度は、消費者への情報提供や省エネ機器の選択に一定の機能を果たしていると考えられる。他方で省エネ基準達成率を用いた多段階評価とエネルギー消費効率の評価は逆転することもある。加えて、統一省エネラベルが多様な製品形状や販売状況に対応できず表示が困難となる事象が生じている。そうした課題に対応し、省エネの推進にこれまで以上に寄与できるように見直す必要がある。

2. 対象機器

トップランナー制度において追加された機器(ショーケース)及び対象を拡大した機器(照明器具及び電球)について小売事業者表示制度での対象の有無をまとめた。小売事業者表示制度策定時の審議会において「機器の用途」や「エネルギー消費量」等を踏まえた各表示事項の対象範囲の考え方をとりまとめており、それに従い、ショーケースは主に家庭用として使用されないことから対象外とする。照明器具は省エネラベリング制度、多段階評価制度及び目安年間エネルギー使用料金等のいずれも対象とする。電球は省エネラベリング制度及び目安年間エネルギー使用料金等の対象とする。

3. 多段階評価制度

(1) 新しい多段階評価基準の設計方法

多段階評価制度では、省エネ性能の相対表示(ラベリング)に用いる基準について、多段階評価基準の設計方法が定められているが、本制度の課題に対応するため、設計方法を見直した。

多段階評価基準の設計方法

原則1 評価指標は出荷数量が多いトップランナー制度の区分等の省エネ基準に対する各製品のエネルギー消費効率の比率(以降「多段階評価比率」という。)を用いる。

多段階評価比率(小数点以下第1位切り捨て)

$$= \frac{\text{製品のエネルギー消費効率}}{\text{出荷数量が多い機器の区分等の基準エネルギー消費効率}}$$

エネルギー消費効率がエネルギー消費量の場合は、上記の式の右辺を逆数とする。

原則2 1.0 から 5.0 までの 0.1 きざみの多段階評価点(以降「評価点」という。)で評価する。評価点に対応する星マークの表示は、「★★★★★」、「★★★★☆」、「★★★★」、「★★★☆☆」、「★★★」、「★★☆」、「★★」、「★☆☆」、「★★」、「★」(☆は半分を白抜きとした星(以降「半星」という。))を表す)の 9 段階で区分する。小数点以下 1 桁が 0~4 の場合は整数部分の星の数の区分とし、小数点以下 1 桁が 5~9 の場合は整数部分の星の数に半星を加えた区分とする。

原則3 多段階評価基準は、多段階評価比率の状況を踏まえ設定する。具体的には以下の順により多段階評価基準を設定する。

ア)市場に供給されている機種が多段階評価比率の平均値が 100%未満の場合は多段階評価比率 100%の評価点を 3.0 とし、市場に供給されている機種が多段階評価比率の平均値が 100%以上の場合は多段階評価比率 100%の評価点を 2.0 とする。

イ)市場に供給されている機種のうち、多段階評価比率 100%以上及び以下の各区分において、多段階評価比率 100%と最高値(上位 2.5%を除く。)及び最低値(下位 2.5%を除く。)との間で評価点の数で均等に分割する。最低値は 1.0 の評価点とし、最高値は 4.5 の評価点とする。

ウ)多段階評価比率の最高値が 110%を下回る場合は最高値を 110%とし、最低値が 90%を上回る場合は最低値を 90%とする。

(2)各機器の多段階評価点の算定式

現在トップランナー基準の見直しの審議が行われている機器(エアコンディショナー、テレビジョン受信機)については、小売事業者の負担を考慮し見直し後に新しい多段階評価基準の設計方法を適用することとし、①照明器具、②家庭用電気冷蔵庫、③家庭用電気冷凍庫、④電気便座について多段階評価基準を設定した。

4. 目安年間エネルギー使用料金等

照明器具及び電球の目安年間電気料金の算出方法及び注意事項を定めた。

5. 新しいラベルデザイン

(1)新しい統一省エネラベル

表示事項については、重複する内容を減らし、シンプルなデザインへと変更する。



図1 統一省エネラベル 新旧イメージ(冷蔵庫)

(2)統一省エネラベルのミニラベルの新設

製品のサイズや web サイト等の限られたスペースでも、省エネ情報の提供機会を確保し、省エネ情報を分かり易く提供できるように、多段階評価のみを表示するミニラベルを新たに設ける。ミニラベルは、製品サイズやネット取引など限られたスペースで統一省エネラベルの表示が困難な場合に使用するものとする。

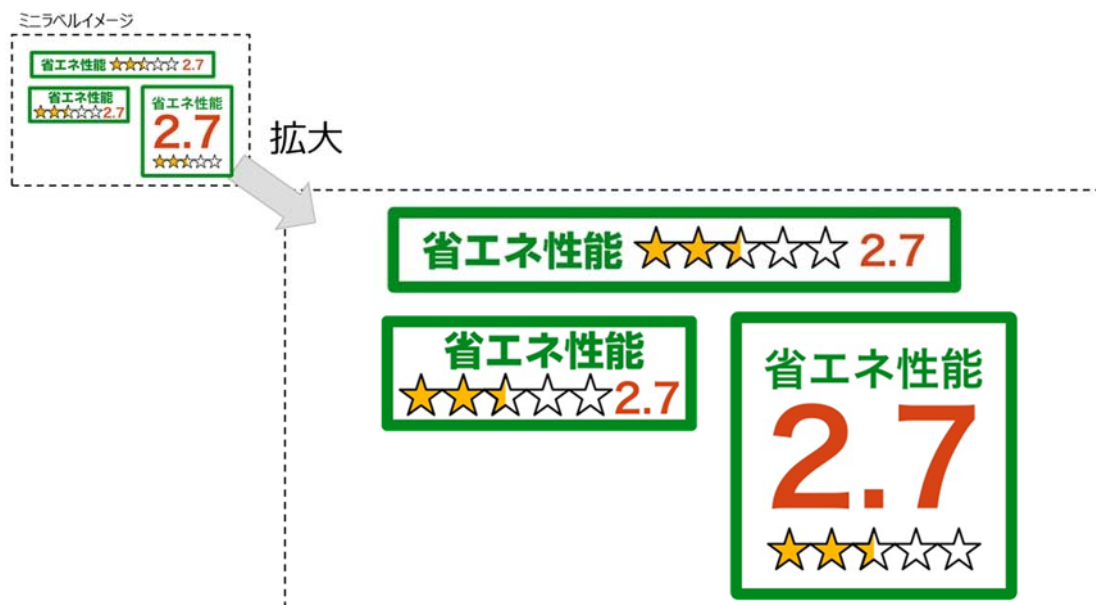


図2 ミニラベルイメージ

6. 新ラベル表示と今後の課題

新ラベルの表示時期と今後の課題をまとめた。

7. 省エネルギーに向けた提言等

統一省エネラベル等の普及を図り、民生部門において更なる省エネを進めるためには、関係者の積極的かつ継続的な努力が不可欠である。関係者(使用者、小売事業者、製造事業者等、政府)の更なる取組を期待して提言をまとめた。

○参考:総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 小売事業者表示判断基準ワーキンググループ
委員名簿

【座長】

渡辺 達朗 専修大学商学部教授

【委員】

天野 晴子 日本女子大学家政学部家政経済学科教授

小西 葉子 独立行政法人経済産業研究所上席研究員

佐々木 周作 東北学院大学経済学部経済学科准教授

中村 美紀子 株式会社住環境計画研究所主席研究員

村上 千里 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員
協会環境委員会委員長

山川 文子 エナジーコンシャス代表